電子メールを活用した情報共有における実施要領の一部改正について

1 改正理由

三重県業務委託共通仕様書の制定及び、三重県のインターネットメールシステムの運用の変更に伴い、電子メールを活用した情報共有における実施要領(以下、要領という。)の一部を改正します。

2 適用年月日

令和3年11月1日以降の起案にかかるものから適用します。

3 主な改正内容

1) 要領適用案件の拡大 要領1

業務委託における受発注者の業務効率化を図るため、また、三重県業務委託共通仕様書においても「情報共有システム」の利用にかかる事項が追加されたため、業務委託についても本要領を適用することとします。

2) パスワード設定範囲の縮小 要領5

三重県のインターネットメールシステムの運用の見直しに伴い、機密情報のある添付ファイルのみにパスワード設定することとします。

3) 対象書類の追加 運用別添1、2

工事中(業務中)に受発注者間でやり取りする書類のうち、署名・押印の必要のないもので、個人情報の記載のない書類を追加します。